

指定居宅介護支援重要事項説明書

1. 居宅介護支援事業者の概要

- | | |
|---------------|--|
| ① 事業者名 | 社会福祉法人 金太郎の家 |
| ② 事業所 | デイサービス 金太郎の家（居宅介護支援） |
| ③ 介護保険指定事業者番号 | 3 2 7 0 4 0 2 4 7 6 |
| ④ 事業所所在地 | 出雲市斐川町学頭1 4 6 3 番地1 0 |
| ⑤ 電話 | 0 8 5 3 - 2 7 - 9 5 6 7（居宅介護支援直通）
0 8 5 3 - 7 2 - 5 1 1 0（法人代表） |
| ⑥ F A X | 0 8 5 3 - 2 7 - 9 5 9 7 |
| ⑦ 事業実施地域 | 出雲市及び松江市 |
| ⑧ 営業日 | 月曜日から土曜日まで（但し12月30日から1月3日までを除く）
（管理者が必要と認めた場合には随時相談業務を行います） |
| ⑨ 営業時間 | 午前8時25分～午後5時25分まで
但し、電話等により24時間常時連絡可能な体制にしています。 |
| ⑩ 職員体制 | 管理者1名（主任介護支援専門員）
介護支援専門員 常勤3名（うち1名は管理者と兼務）
非常勤2名
事務職員 非常勤1名 |

2. 事業の目的

介護保険法の理念に基づき、高齢者が必要に応じた介護を受け、可能な限り居宅において自立した生活を営めるように、介護相談や介護計画作成等を通じて支援することを目的とします。

3. 事業所の運営方針

- (1) 被保険者が要介護状態になった場合においても、ご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した生活が営めるように支援します。
- (2) ご利用者の意思及び人格を尊重すると共に、ご利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- (3) ご利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように配慮します。
- (4) 出雲市から介護認定調査の委託を受けた場合は、公正中立に配慮し被保険者に対し正しい調査を行います。
- (5) 事業にあたる介護支援専門員の資質の向上に努めます。

4. 居宅介護支援の内容

居宅介護支援の内容は以下のとおりです。

- ① 居宅介護サービス計画の作成
- ② 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握、評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護（支援）認定に対する協力、援助
- ⑦ 相談業務

5. 居宅介護支援の利用料、交通費

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるので利用料の自己負担はありません。なお、利用者からの要請により、通常の事業実施地域以外において指定居宅介護支援を提供する場合は、あらかじめ利用者又はその家族の同意を得た上で、交通費として事業所から片道おおむね1 kmあたり30円で算出した額を交通費として徴収します。この場合、通常の事業地域の実施にかかる部分については徴収しません。

6. 事業者の義務

（事業者の記録作成、交付の義務）

- （1）事業者は、ご利用者に関する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から2年間保存し、ご利用者または代理人の請求に応じてこれを閲覧、またはその複写物を交付するものとします。
- （2）事業者は、ご利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望した場合には、直近の居宅サービス計画書及びその実施状況に関する書類を希望する居宅介護支援事業所に交付します。
- （3）前項にかかわらず、ご利用者に係るサービス担当者会議での利用、関係事業者との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、ご利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

（公正中立なケアマネジメントの確保）

- （1）ご利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、ご利用者やその家族は、居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所等について、複数の事業所の紹介を求め、居宅サービス計画書に位置付けた居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求め、事業所はそれに応じるものとします。
- （2）当事業所のサービス計画書に位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の前6ヶ月間の利用状況は別紙に示すとおりです。

（医療機関との連携について）

- （1）ご利用者が医療サービスの利用を希望する場合には、ご利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、医療サービスを位置付けた居宅サービス計画書を主治医に交付するものとします。ま

た、訪問看護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握したご利用者の状態等について、主治医等に必要な情報の伝達を行います。

- (2) 病院等に入院した場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等に担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えて頂きますようお願いいたします。
- (3) 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

(虐待防止のための措置について)

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定および設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村や関連する公的機関、居宅サービス事業者、医療機関等に報告を行うとともに、必要な支援を行います。

(ハラスメントの防止について)

従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント（ご利用者・家族含む）体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(感染症や自然災害への対応について)

感染症や自然災害が発生した場合であっても必要なサービスが安定的・継続的に提供できるように、感染症発生時の対応、自然災害に備えた対応・発生時の対応等を含む業務継続計画の策定を行ない、研修、訓練（シュミレーション）等を定期的実施します。

(身分証携行義務について)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

7. サービス提供に関する苦情受付等

- (1) 事業所は、ご利用者からの相談又は苦情等に対応する窓口を設置し、苦情受付担当者は、受け付けた苦情等を管理者に報告し、苦情申し出人との話し合いによる解決に努めます。

苦情申し出人に改善を約束した事項については、一定期間後その結果を報告します。

担当窓口	苦情解決責任者	理事長	阿食 かをる
	苦情受付担当者	田中 美穂	(居宅介護支援 管理者)
	連絡先:	出雲市斐川町学頭 1511 番地 1	
		Tel 0853-72-5110	Fax 0853-72-5192
	受付時間	午前 8 時 25 分	午後 5 時 25 分

また、苦情処理第 3 者委員会も設置し、苦情の聴取及び解決に努めています。

第三者委員	宍道 年弘	(連絡先: 080-1935-4638)
	長瀬 恵子	(連絡先: 090-7595-7990)
	三代 美知子	(連絡先: 0853-62-3793)

その他 下記でも苦情の受付が行われています。

○出雲市健康福祉部高齢者福祉課	(0853-21-6972)
○島根県健康福祉部 高齢者福祉課	(0852-22-5256)
○島根県運営適正化委員会	(0852-32-5913)

- (2) ご利用者は、申し立てにより介護支援専門員を変更することができます。また、事業所も変更することができます。

8. 秘密保持及び情報提供

- (1) 事業所の従業員は、職務上知り得たご利用者またはその家族に関する秘密および個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、当事業所を利用されなくなった後も継続します。また、従業員は、退職した後も秘密を保持する義務を継続します。
- (2) 居宅介護支援を提供するに当たって、ご利用者に係るサービス担当者会議での利用、関係事業者との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、ご利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとする。

9. 事故への対応

- (1) 事業所は、ご利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 第三者による評価の実施状況

なし

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住所 島根県出雲市斐川町学頭 1511 番地 1

事業者名 社会福祉法人 金太郎の家

居宅介護支援事業所 デイサービス金太郎の家

説明者 氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

契約者住所

(利用者)

氏 名 ⑩

(代理人) 住所

氏 名 ⑩

利用者との関係 ()